（前のページより続き）

○生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示を定める件（**厚生労働**三四二）　一六六

○生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業の適切な実施等に関する指針を定める件（**同**三四三）　一六七

○指定医療機関医療担当規程の一部を改正する件（**同**三四四）　一六八

○労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率の一部を改正する件（**同**三四五）　一六九

○厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件（**同**三四六）　一七一

○雇用保険法施行規則第百十八条の三第五項第一号ロ及び第二号イ(2)に規定する厚生労働大臣が定める研修の一部を改正する件（**同**三四七）　一七二

○原子力発電施設等立地地域特別交付金交付規則等の一部を改正する規則（**経済産業**一九一）　一七三

○輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件（**同**一九二）　一七八

○輸入貿易管理令第十四条ただし書の経済産業大臣が定める場合の一部を改正する件（**同**一九三）　一八一

○平成三十一年度における公営住宅法第十六条第二項の規定による近傍同種の住宅の家賃及び同法第四十四条第一項の規定による譲渡の対価に係る公営住宅法施行規則第二十三条に基づき国土交通大臣が地域別に定める率を定める件（**国土交通**一一一一）　一八三

○改良住宅の家賃の変更に係る率並びに改良住宅の家賃の変更に係る修繕費及び管理事務費に係る率を定める件（**同**一一一二）　一八四

○低騒音型建設機械の指定に関する件（**同**一一一三）　一八五

○排出ガス対策型建設機械の指定に関する件（**同**一一一四）　一八七

○特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程の一部を改正する告示（**同**一一一五）　一九〇

○気象庁予報警報規程の一部を改正する件（**気象庁**七）　一九一

○核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示の一部を改正する告示（**原子力規制委**九）

本号で公布された法令のあらまし

◇国土交通省組織令の一部を改正する政令（政令第二七七号）（国土交通省）

1　那覇航空交通管制部を廃止し、神戸航空交通管制部を置くこととした。（第二一九条関係）

2　この政令は、平成三〇年一〇月一日から施行することとした。

◇地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二七八号）（内閣府本府）

1　特定地域内学部等収容定員から控除する特定地域内学部収容定員の追加（第三条関係）

大学の学部及び短期大学の学科に係る特定地域内学部等収容定員（地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（以下「法」という。）第一三条第一号に規定する特定地域内学部等収容定員をいう。）の算定に当たって、特定地域内学部収容定員（法第一三条に規定する特定地域内学部収容定員をいう。）の算定方法の例により算定した収容定員から控除するものに次のものを加えることとした。

㈠　法附則第三条第二号に掲げる場合に増加させた特定地域内学部収容定員

㈡　4の場合に増加させた特定地域内学部収容定員

2　専門職大学又は専門職短期大学に準ずるもの（新附則第三条関係）

法附則第三条第二号の専門職大学又は専門職短期大学に準ずるものとして政令で定めるものは、大学（専門職大学を除く。）の学部若しくは学部の学科又は短期大学（専門職短期大学を除く。）の学科であって、内閣府令・文部科学省令で定めるところにより専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開し、又は育成する教育課程を編成するもの（以下「専門職学部等」という。）とした。

3　法附則第三条第二号の政令で定める事項（新附則第四条関係）

法附則第三条第二号の政令で定める事項は、次の事項とすることとした。

㈠　法第五条第三項に規定する特定地域内における専門職大学又は専門職短期大学の学部の設置

㈡　特定地域内における専門職大学の学科の設置であって、当該専門職大学又は専門職短期大学が授与する学位の種類又は分野の変更を伴うもの

㈢　特定地域内における大学の学部又は短期大学の学科のうち専門職学部等に該当するものの設置であって、当該専門職大学が授与する学位の種類又は分野の変更を伴うもの

㈣　特定地域内における私立学校である専門職大学の学部の学科の設置であって、当該専門職大学が授与する学位の種類又は分野の変更を伴うもの

㈤　特定地域内における私立学校である大学の学部の学科のうち専門職学部等に該当するものの設置であって、当該大学が授与する学位の種類又は分野の変更を伴うもの

㈥　特定地域内学部収容定員の増加を伴う私立学校である専門職大学又は専門職短期大学の収容定員に係る学則の変更であって、当該収容定員の総数の増加を伴うもの

㈦　特定地域内学部収容定員の増加を伴う私立学校である大学（専門職大学及び専門職短期大学を除く。）の収容定員に係る学則の変更であって、当該収容定員の総数の増加を伴うもの（専門職学部等に該当するものに係る収容定員を増加させることに伴い、当該増加させる収容定員の数の範囲内において当該大学の収容定員の総数を増加させるものに限る。）

4　専門職大学等に関する経過措置（新附則第六条関係）

法第一三条の規定は、平成三五年一二月三一日までに、法附則第三条第二号に規定する専門職大学等に係るこの政令による改正後の地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律施行令附則第五条各号に掲げる事項であって平成三六年一二月三一日までに行われるものについて、内閣府令・文部科学省令で定める様式に従い、文部科学大臣への届出を行った場合において、特定地域内学部収容定員を増加させるときは、適用しないこととした。